

三条・岡崎市営住宅団地再生計画地内本市管理地でのカーシェアリング実施に係る仕様書

1 業務名

三条・岡崎市営住宅団地再生計画地内本市管理地でのカーシェアリング実施について

2 趣旨

本件は、三条・岡崎市営住宅団地再生計画地内本市管理地を有効に活用し、地域住民の交通利便性の向上を図ること、本市施策や三条・岡崎団地再生事業に寄与することを目的として、カーシェアリングを実施するに当たり、最も効果をもたらすと考える提案者を選定するため、簡易型プロポーザル方式により、事業者選定を実施する。

3 使用物件

- (1) 所在地 京都市東山区巽町442-4
- (2) 使用部分 別紙箇所・現況図
- (3) 面積 70.87平方メートル

4 使用期間

使用期間は、令和6年7月1日から令和7年3月31日（予定）までとする。

使用期間終了後、引き続き、使用の許可を受けようとするときは、使用期間満了の30日前までに申請を行えば、更新することができるものとする。

ただし、更新は5回までとする。

なお、5回目の更新の使用期間については、令和11年4月1日から令和11年6月30日までとする。

5 使用料

- (1) 行政財産使用料（以下「使用料」という。）（年額）は、368,346円以上とし、価格提案書にて提案した額を負担すること。各年度の許可期間が1年に満たない場合、その年度の使用料は、価格提案書にて提案した金額と本市の算定基準により年度ごとに算定する最低使用料（年額）とを比較し、高い方の金額を許可日数で日割り計算した額とする。

期間更新をした場合の令和7年度以降の使用料は、価格提案書にて提案した金額と本市の算定基準により年度ごとに算定する最低使用料（年額）とを比較し、高い方の金額とする。

- (2) 使用料は、別途発行する納入通知書により、納入期限までに一括で納入すること。

なお、本市において、使用物件を公用又は公共用のために供する必要が生じ、使用許可を取消す場合等を除き、既納の使用料は還付しない。

6 事業内容

(1) 駐車場環境整備業務

ア 使用物件に存置の花壇や生け垣等は撤去したうえで、アスファルト舗装による駐車場整備を行うこと。

イ 車両5台分の駐車区画を整備すること。

ウ EV車両の充電設備を整備すること。

エ 本市による撤去や整備は一切行わないため、駐車場整備及び必要な施設(下表参照)については、事業者の負担により撤去、設計及び整備すること。

また、整備に当たっては、周辺住民の生活に支障をきたさないよう、適切な仕様にする。

オ 整備計画及び方法については、使用許可前に本市と協議を行い、承認を受けること。

カ 使用物件内の雨水については、既存排水溝等を利用し、使用物件内で処理すること。

キ 整備に伴い発生する撤去物や残土については、関係法令を遵守し、使用物件外にて適切に処理すること。

ク 使用物件の整備に当たっては、関係法令を遵守し、必要な手続を行うこと。

ケ カーシェアリング駐車場と一目で分かる舗装・ペイント等の路面標示を行うこと。

コ その他カーシェアリング駐車場整備等に必要となる事項。

【整備・維持管理区分】

| 内 容 | 本市（整備済） | 事業者 | 維持管理 |
|----------------|---------|-----|------|
| 舗装（アスファルト） | — | ○ | 事業者 |
| 雨・排水設備 | — | ○ | 事業者 |
| 区画線、車止め | — | ○ | 事業者 |
| 電源ポール設置（EV車両用） | — | ○ | 事業者 |

(2) 車両の調達

車両台数は、5台とし、うち、1台以上はEV車両とすること。

(3) 運用業務

ア 周辺住民等の気軽な移動手段として、カーシェアリングのサービスを提供する。

イ カーシェアリングの実施期間は、業務期間内とすること。

ウ 保守点検・維持管理に当たり、以下のメンテナンスの実施及び費用負担をすること。

(ア) 定期点検（6か月毎）

(イ) 法定点検

(ウ) 車検整備

(エ) 故障修理

(オ) タイヤ交換

(カ) 油脂類などに消耗品交換及び補充

(キ) リコール整備

(ク) その他安全走行に必要な点検及び修理

(ケ) 上記（ア～ク）のメンテナンス時の駐車場への車両の引取り及び納車

(コ) 上記（ア～ク）のメンテナンスに要する費用

- (サ) 自動車税
- (シ) 自動車重量税
- (ス) 自動車保険料（任意保険・自賠責保険）

エ カーシェアリングの実施に当たっては、以下の事項を満たすものとする。

- (ア) 車両管理及び利用者情報管理等に係るシステムの構築と運用
- (イ) 料金積算に係るシステムの構築と運用
- (ウ) 車両の予約、車両の施錠・解錠に係るシステムの構築と運用
- (エ) 定期的な車両の洗車、車内清掃及びメンテナンスが実施できる体制の構築と運用
- (オ) 車両施錠時の充電忘れを防止するための対策
- (カ) 問合せや車両トラブル等が発生した際の利用者に対するサポート業務
- (キ) その他車両の運用管理等に必要な事項

(4) 円滑なカーシェアリング実施のための業務

ア 円滑なカーシェアリング実施のため、周辺住民へ説明会を行うこと。

なお、説明会は事業者主体で行い、説明会資料については、分かりやすい語彙を使用し、丁寧な説明に努めること。また、説明・質疑応答のメモ等を作成したうえで、協議記録として整理すること。

イ カーシェアリング実施の周知及び定着に向けた広報・PR等に努めること。

(5) 利用状況及びその効果の算出に関すること

次の項目について、データの収集と分析を行い、本市へ報告すること。

ア カーシェアリングの利用回数及び利用者数

イ 車両の走行距離、稼働時間

ウ 収集したデータ分析による課題検討や改善提案

(6) 実施体制の整備

ア 上記（１）～（５）の運用に必要な事業実施体制の整備を行うこと。

イ 業務実施体制図の作成（複数事業者で行う場合は、各々の分担を明確にすること。）

(7) 各種関係手続

国等の補助金を活用する場合は、当該補助事業の要件を満たすこと。また、その手続を行うこと。

7 損害賠償

事業者は、使用許可書及び本仕様書の各条項に定める義務を履行しないことで、第三者へ与えた損害については、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払うこと。

8 その他

(1) 事業者は、本市と十分に協議のうえ、本業務を実施すること。

(2) 事業者は、本市の承認に基づき、本業務の一部を第三者に委託することができる。

ただし、業務における総合的な企画・判断・業務遂行管理部分を外部に委託してはならない。

(3) 本業務の遂行に当たり、事業者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。

(4) 事業者は、やむを得ない事情により、仕様を変更する場合には、あらかじめ本市の承認を得ること。

(5) 本仕様に記載されていない事項が発生した場合、又は本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、

本市と協議すること。

- (6) カーシェアリングに係る看板等の設置については、使用許可前に本市と協議をすること。また、当該看板等の変更を行う場合も、その都度、本市と協議すること。
- (7) 上記看板は、「京都市屋外広告物等に関する条例」の規定に適合したものであること。
- (8) 光熱水費、維持管理に係る費用等については、使用者の負担とすること。

箇所・現況図

